

# さくら市農業委員会総会議事録（令和8年5月定例総会）

1. 開催日時 令和8年5月25日（月）午後1時30分から午後3時8分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 非農地証明願いについて
	議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について
	議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議に

るいて

議案第 8 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第 9 号	耕作放棄地の非農地通知書交付について
議案第 10 号	令和 7 年度農地利用の最適化の推進の状況等について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村松	貞往
副主幹兼係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事	小竹	敦子

#### 7. 会議

##### ○事務局長(村松)

定刻になりました。

本日の出席委員は 19 名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。

では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

##### ○会長(七久保)

みなさんお疲れ様です。〇〇〇に行ったのですが農業資材が入ってこないといった状況にあります。これから肥料や農業資材も高騰することと思いますがめげずにやっていきましょう。

ただいまから、さくら市農業委員会 5 月定例総会を開催いたします。

##### ○事務局長(村松)

それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

##### ○議長(七久保)

それでは、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第 1 調査会の委員長からお願いいたします。

##### ○1 番 古澤一郎 委員

本日午前 10 時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第 1 号 1 件、第 5 号 1 件、第 7 号 4 件、第 8 号 1 件、第 9 号 2 件、計 9 件でご

ございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第5号1件、第7号1件、第8号3件、計5件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件、第4号1件、第5号3件、第7号1件、計6件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号1件、第4号1件、計2件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

## 議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

18番の「手塚 裕一」委員、19番の「軽部 喜一」委員 を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

## 議案第1号 非農地証明願について

《議案1-1》

○議長(七久保)

議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。  
番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号1番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われしますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○8番 関 誠 委員

案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

現地は約60年宅地として使われていた状況であります。

19日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しましたが、農地に復元することは困難であり何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。

## 議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

《議案2-1》

○議長(七久保)

議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。

番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第2号番号1番について、朗読して説明。)

この土地について、売買および貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より推薦願います。

○17番 大谷 伸二 委員

あっせん委員としまして、5番 田崎 次男 委員、17番 大谷 伸二 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第2号 番号1番のあっせん委員は、5番 田崎 次男 委員、17番 大谷 伸二 委員を指名します。

### 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

#### 《議案3-1》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号1番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人〇〇さんから、譲受人◇◇さんへ贈与し規模拡大を図ることが目的となっています。◇◇さんは牧場をやっていてその中に申請地があるのですが、耕作してもらえるのはちょうどいいのかなと思います。

17日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。

皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案3-2・3-3・3-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号2番から番号4番の3件については、取下げとなっております。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

《議案4-1》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○7番 高木 るみ子 委員

案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容については、事務局の説明のとおりであります。

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案4-2》

○議長(七久保)

続きまして、番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号 番号2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にある第1種農地と判断しますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

森林法に基づく造成森林面積を確保するためにhaあたり2,000本の幼木を植林する計画ですが、植林直後は保水機能が十分に発揮されず実質的には裸地に近い雨水流失特性を示すことから、事務局の説明のとおり栃木県の森林整備課から調整池設置の指示が出たというものであります。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

**【異議なしの声あり】**

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号2番については、原案どおり承認されました。

## **議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について**

**《議案5-1》**

○議長(七久保)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.3haで、農業公共投資の対象となっていない土地の第2種農地と判断しますが、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、売買によって太陽光に転用する案件であります。

◇◇◇は太陽光発電事業を行っている法人であり、太陽光発電が将来に向けて収益が安定しており、事業拡大に有用であると判断したため、農地転用の申請に至りました。

土地利用計画につきましては、太陽光発電パネル\*\*\*枚、パワーコンディショナー\*\*台。進入路につきましては、敷地南側道路から出入りするということであります。隣接農地への防除策としては、フェンスを境界の内側に設置し、周辺農地に被害が及ばないようにパネルを設置致します。造成計画としては、土盛りはなし。取水計画も無し。排水計画もなし。雨水は自然浸透であります。東側に同じような太陽光施設があります。日照・通風の影響も特にはありません。

(資金計画は記載省略)

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案5-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、かつ、「住宅で集落に接続して設置される

もの」でありますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一 委員

案内図5-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

本申請は、譲渡人〇〇さん、譲受人◇◇さんが売買により一般住宅に農地転用を行うものであります。

転用行為の必要性。私は現在、妻とアパートに居住しておりますが、子供が産まれる予定となり、現在のアパートの間取りでは手狭になる為です。

土地の選定理由は、〇〇町、◇◇市などの土地を検討しましたが、いずれも予算オーバーや、平屋建築や駐車場の広さを確保することが出来なかった為、本件申請地を選定しました。

また、私は△△市の◇◇株式会社に勤務しておりますが、立地条件や職場へアクセスしやすく、子供が生まれ将来的に小学校へ通学する際も歩道のある大きな道路で通学できる事。平屋を建築しても庭スペースも確保出来、複数台の車がありますが余裕を持って駐車できる。隣接する土地の農業上の土地利用に及ぼす影響も無いと思われるエリアであった事も選定に至る理由となりました。

土地利用計画は、一般住宅平屋建 延床面積\*\*\*㎡。取水は井戸水より取水。排水は公共下水道により処理。雨水は宅地内にて浸透処理。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策。周辺の状況は東、道路、水路。西、道路。南、宅地。北、宅地。申請地の隣接の土地については東側、南東部分にはブロック塀を設置し、雨水が流れ込むことのないように対処いたします。

15日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

**【異議なしの声あり】**

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案5-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図5-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

賃借による一時転用案件であります。

この会社につきましては、主な事業として送電線、土木建設機械器具の賃貸及び保守管理を、設計、製作、販売を行う会社です。主な事業の中でも特に送電線に関する電力機材の賃貸業務の受注が多いとのことでした。

現在の〇〇〇事業所は、敷地面積\*\*\*\*㎡であり、敷地内に送電線、土木建設機械器具のレンタル品、ラフタークレーン\*台、4tトラッククレーン\*台、2tトラック\*台、社有車、従業員駐車場\*\*台があります。

転用行為を必要とする理由としましては、これらレンタル品は、屋外に置いてある状況で、日照風雨の影響から耐用年数が低下することから、これらを倉庫を建てまして保管したいということで、敷地内に倉庫を建設するため、現在保有ものを約10ヶ月の間、申請地へ仮置きするものであります。

(資金計画は記載省略)

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案5-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号4番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号 番号4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図5-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

先月ですかね、地域計画の変更で出た案件であります。

譲渡人と譲受人は親子になります。将来的に子どもを育てていくこと、そして〇〇さんは近くに住んでますので、親の介護や病院などを想定して建てたいというものであります。

土地利用計画は、木造二階建 建築面積\*\*㎡です。給水・公共上水道は、〇〇なので完備されています。雨水排水は自然浸透です。

(資金計画は記載省略)

周辺農地は、北側が田んぼとなっておりますが、このエリアは将来的には住宅地になっていくような所なので特に問題ないかと思われま。

24日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号4番については、原案どおり承認されました。

《議案5-5・5-6・5-7》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号5番から7番の3件については、取下げとなっております。

《議案5-8》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号8番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号8番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にある第1種農地と判断しますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

議案4-2と同じ場所になります。

事務局からの説明のとおりなんですけれども、先程説明したとおり調整池を設置するも

のです。

土地の選定理由としては、造成地からの導水が容易で、自然流下が可能であること。農転許可済みの土地に隣接し、農業利用の連続性が低く、農業生産への影響が小さいこと。周辺と比較して地盤が低く、調整池として必要容量を確保しやすいこと。掘削量が少なく、工事難易度が低いことであります。

土地利用計画としては、全体の事業区域面積は\*\*\*\*㎡で、農地法第5条の許可を受けました浸透池に近く造成事業区域に隣接する土地を申請するものです。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策としては、土砂の流出防止対策として敷内処理としましたので周辺地域への影響はありません。日照・通風等の影響についても、建物を建築しないので周辺の農地への影響はありません。雨水排水の周辺への影響について、浸透式の調整池の構造として敷地内浸透の為、周辺の農業用排水施設や耕作道への影響はありません。

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号8番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号8番については、原案どおり承認されました。

## 議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案6》

○議長(七久保)

次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。

○13番 軽部 俊典 委員

議案第6号 につきましては、当時者であるため退席いたします。

○議長(七久保)

議案第6号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である13番「軽部 俊典 委員」の退席を許可します。

【13番 軽部 俊典 委員 退席】

○議長(七久保)

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和8年度 第2号 公告予定年月日は令和8年6月30日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画(公社)27件です。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。

13番「軽部 俊典 委員」の着席を願います。

【13番 軽部 俊典 委員 着席】

## 議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について

### 《議案7-1-1》

○議長(七久保)

次に、議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

○12番 石塚 良男 委員

議案第7号 番号1の1番 につきましては、当時者であるため退席いたします。

○議長(七久保)

議案第7号 番号1の1番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である12番「石塚 良男 委員」の退席を許可します。

**【12番 石塚 良男 委員 退席】**

○議長(七久保)

それでは、議案第7号 番号1の1番につきまして事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農振農用地と判断しますが、現在、産業団地整備に向け、栃木県農政課との農林調整が終了し、5月11日に栃木県企業局が産業団地整備に係る基礎調査主体に決定したところです。なお、栃木県企業局が産業団地整備を行う場合は、農地法第5条第1項第1号および農地法施行規則第25条の規定により農地転用許可の適用除外となっております。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○15番 小林 薫 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

詳細は事務局の説明のとおりとなります。

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地調査しましたが、市の推進事業でもあり地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

**【異議なしの声あり】**

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の1番について、承認される方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の1番については、原案どおり承認されました。  
12番「石塚 良男 委員」の着席を願います。

**【12番 石塚 良男 委員 着席】**

**《議案7-1-2》**

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の2番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農振農用地であり、農振農用地除外後は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」でありますので、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

15日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地調査しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

**【異議なしの声あり】**

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の2番について、承認される方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の2番については、原案どおり承認されました。

≪議案7-1-3≫

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の3番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○8番 関 誠 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

申請地は住宅地に接し、周辺には学校や商業施設がある地域であります。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の3番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の4番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○8番 関 誠 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

申請地は住宅地に囲まれている状況であります。

19日に地元推進委員と現地確認を行いました。本日の調査会におきまして現地調査しましたが地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の4番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の5番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、転用許可の可能性があるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

前回の申請に漏れがあったとのことでの追加申請になります。

部分的で小さい面積の申請ですが、前回と同じ内容になります。

24日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類を確認いたしました。何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の5番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-6》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の6番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の6番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

すでに隣に太陽光が設置されている場所になります。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

**【異議なしの声あり】**

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の6番について、承認される方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の6番については、原案どおり承認されました。

**《議案7-2》**

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号2番に移ります。

○13番 軽部 俊典 委員

議案第7号 番号2番につきましては、当時者であるため退席いたします。

○議長(七久保)

議案第7号 番号2番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である13番「軽部 俊典 委員」の退席を許可します。

【13番 軽部 俊典 委員 退席】

○議長(七久保)

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

この審議は、先程の「議案第6号農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を地域計画に反映させるもの等であり、農業担う者への新規追加者が6件となっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

質問がないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号2番については、原案どおり承認されました。

13番「軽部 俊典 委員」の着席を願います。

【13番 軽部 俊典 委員 着席】

議案第8号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

《議案8-1》

○議長(七久保)

次に、議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題に供します。

番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第8号番号1番について、朗読して説明。)

農用地区域除外後の農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内に

ありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」であり、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の意見を求めます。

○10番 神山 智子 委員

詳細については事務局の説明のとおりです。

22日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案8-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第8号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第8号番号2番について、朗読して説明。)

農用地区域除外後の農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の意見を求めます。

○14番 小堀 義明 委員

詳細については事務局の説明のとおりで、2月総会により地域計画から除外された案件であります。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

**【異議なしの声あり】**

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号2番については、原案どおり承認されました。

**《議案8-3》**

○議長(七久保)

続きまして、議案第8号 番号3番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第8号番号3番について、朗読して説明。)

農用地区域除外後の農地区分は、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の意見を求めます。

○18番 手塚 裕一 委員

詳細については事務局の説明のとおりです。

24日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが○号線沿いですし、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案8-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第8号 番号4番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第8号番号4番について、朗読して説明。)

農用地区域除外後の農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」であり、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の意見を求めます。

○2番 手塚 栄一 委員

詳細については事務局の説明のとおりです。

15日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地調査をおこないましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

す。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号4番については、原案どおり承認されました。

## 議案第9号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

《議案9-1》

○議長(七久保)

次に、議案第9号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。

議案第9号 番号1番及び2番については、隣接地になりますので一括審議とさせていただきます。

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第9号番号1番について、朗読して説明。)

(議案第9号番号2番について、朗読して説明。)

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

先月ですか、地域計画の変更となった場所で住宅を建てる計画になっていたかと思えます。ここは農地パトロールで毎年見てきた場所で、非農地の状況であります。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第9号 番号1番、番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号 番号1番、番号2番については、原案どおり承認されました。

議案第10号 令和7年度農地利用の最適化の推進の状況等について

《議案10》

○議長(七久保)

次に、議案第10号「令和7年度農地利用の最適化の推進の状況等について」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

はじめに、1ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」については、令和7年4月1日現在のさくら市の農業委員会の体制、農家・農地等の概要、について記載しております。

次ページ「Ⅱ最適化活動の実施状況」では、令和7年度の目標に対する実績について記載しております。「1最適化活動の成果目標(1)農地の集積」の目標は、今年度末の集積面積3,220haに対し、実績が3,132.1haであり、目標に対する達成状況97.3%となっております。

次ページ「(2)遊休農地の発生防止・解消」では、現状の1号遊休農地面積11.6haに対して、農地の利用状況調査結果は、1号遊休農地面積8.7haとなり、2.9ha減少しました。

次ページ「(3)新規参入の促進」の目標、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積29.4haに対して、実績は0となっております。

次ページ「2最適化活動の活動目票(2)活動強化月間の設定」の目標、設定回数2回に対して、実績は3回です。「(3)新規参入相談会への参加」の目標、参加回数1回に対して、実績は0となっております。

次ページ「Ⅲ事務の実施状況」は、それぞれの実績に基づき記載しております。「2農地法第3条に基づく許可事務」「3農地転用に関する事務」では1年間の処理件数を記載しております。農地法第3条に基づく許可事務の1年間の処理件数は48件、農地転用に関する事務の1年間の処理件数は59件です。

説明については以上でございますが、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、農業委員会総会において承認後、県を通じて国に報告されることとなりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

ないようですので、採決に入ります。

議案第10号について承認される方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第10号については、原案どおり承認されました。

**報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について**

**報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について**

《報告第1号、2号》

○議長(七久保)

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

閉会時間（午後3時8分）